【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年3月4日提出
【発行者名】	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水嶋　浩雅
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目５番１号
【事務連絡者氏名】	山口　節一
【電話番号】	03-5208-5211
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	中国H株ベア上場投信
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町２番１号

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

中国H株ベア上場投信（以下「ファンド」といいます。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または「（8）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（5）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（6）【申込単位】

5千口以上1千口単位とします。
※詳しくは、販売会社または「（8）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（7）【申込期間】

2020年3月5日から2020年9月4日までとします。
・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（8）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社＞
ホームページアドレス：http：//www.simplexasset.com/
電 話 番 号：03-5208-5211
（9:00-17:00 土、日、祝日は除く）

（９）【払込期日】

- **取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。**
- **申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。**

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

中国H株ベア上場投信（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）は、ハンセン中国企業株ショート指数を対象指標とし、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用することにより、円換算した対象指標に連動する（基準価額の変動率が対象指標の変動率に一致することをいいます。以下同じ。）投資成果を目指します。

② ファンドの基本的性格

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	ＭＭＦ	インデックス型（ブル・ベア型）
	海外	債券	ＭＲＦ	特殊型
追加型投信	内外	不動産投信	ＥＴＦ	
		その他資産（　　）		
		資産複合		

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス	特殊型
株式	年１回	グローバル		
一般				
大型株	年２回	日本		ブル・ベア型
中小型株				
	年４回	北米	日経225	
債券				
一般	年６回（隔月）	欧州		
公債				条件付運用型
社債		アジア		
その他債券	年12回（毎月）		ＴＯＰＩＸ	
クレジット属性（　　）		オセアニア		
	日々	中南米		ロング・ショート型/絶対収益追求型
不動産投信				
	その他（　　）	アフリカ	その他（ハンセン中国企業株ショート指数）	
その他資産（株価指数先物）		中近東（中東）		
資産複合（　　）		エマージング		その他（　　）
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、株価指数先物取引のうちハンセン中国企業株ショート指数を対象とするものを主要投資対象としております。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（株価指数先物））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

＜商品分類の定義＞

1. 単位型投信・追加型投信の区分
   (1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
   (2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
2. 投資対象地域による区分
   (1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
3. 投資対象資産による区分
   (1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
   (5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
4. 独立した区分
   (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
   (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
   (3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

＜補足として使用する商品分類＞

(1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分の定義＞

1. 投資対象資産による属性区分
   (1)株式
      ①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
      ②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
      ③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
   (2)債券
      ①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。

②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。

③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。

④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。

⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをい

う。

5. 為替ヘッジによる属性区分
   ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
   ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
   ①日経225
   ②TOPIX
   ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。
7. 特殊型
   ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
   ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
   ③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
   ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でもご覧頂けます。

③　ファンドの特色

■主要投資対象

主として短期の公社債および対象指標に連動する投資成果を目的として株価指数先物取引などのデリバティブ取引に係る権利に投資します。

※　ハンセン中国企業株ショート指数について

ハンセン中国企業株ショート指数は、ハンセン中国企業株指数(配当込)の前日比変動率をインバース(－1倍)した指数です。ハンセン中国企業株ショート指数は、ハンセン中国企業株指数(配当込)の前日比変動率の－1倍のリターンを示します。ハンセン中国企業株指数(配当込)の－1倍のリターンに加え、貸出金利とリバランスに伴う印紙税に加え信用売りをしている株が支払いうる配当金も反映します。

ハンセン中国企業株ショート指数は、2006年１月３日の指数値を6,949.50ポイントとして計算されています。

※　ハンセン中国企業株ショート指数の計算方法

注：ハンセン中国企業株ショート指数のことを計算方法においては「指数」、その値を「指数値」ということとします。

指数計算時点の指数値

＝前日の指数値×{1＋[1×(インバース(－1倍)のリターン)＋貸出金利－リバランスに要する印紙税]}

＝前日の指数値×{1＋[－1×(TRI(T)/TRI(T－1)－1)＋(1＋1)×(HIBOR/365)×D(T,T－1)－1×(1＋1)×|(TRI(T)/TRI(T－1)－1)|×印紙税率)]}

D(T,T－1)：　TからT－1までの実際の日数

HIBOR　：　香港銀行公会(Hong Kong Association of Banks)が前日の11:00A.M.(香港時間)に設定する、オーバーナイト香港銀行間取引金利(％/年)

TRI(T)　：　現在の対象原指数(ハンセン中国企業株指数(配当込))

TRI(T－1)：　前日の対象原指数(ハンセン中国企業株指数(配当込))

注：ハンセン中国企業株ショート指数が前取引日の終値と比べて50％以上下落した場合、ストップ・ロス・メカニズムが発動され、指数の計算は一時的に中断されます。

参考：2012年９月28日時点におけるHIBORは0.16714％(年率)です。また、印紙税率は0.1％(年率)です。

※　ハンセン中国企業株指数について

ハンセン中国企業株指数(H株指数)は、香港証券取引所のメインボードに上場する中国本土企業H株、レッドチップ、Pチップの銘柄で、時価総額、流動性の高い優良株の株価を浮動株調整後の時価総額比率で加重平均し、指数化したものです。

当ファンドの対象指標となるインバース型指標の特性・留意点など

注：ハンセン中国企業株ショート指数は、ハンセン中国企業株指数(配当込)の－1倍のリターンに加え、貸出金利とリバランスに伴う印紙税に加え信用売りをしている株が支払いうる配当金も反映されるため、正確に－1倍として計算されるわけではありません。ただし、以下では説明の簡略化のために、「－1倍」としていることにご注意ください。

1．インバース型指標の特性および留意点

インバース型指標は、値動きや想定されるリターンが通常の指標とは異なる特性を有しています。

(1)特性

・ハンセン中国企業株ショート指数は、変動率がハンセン中国企業株指数(配当込)の日々の変動率の－1倍となるように算出されているため、前営業日と比較するとその変動率はハンセン中国企業株指数(配当込)の－1倍となりますが、2営業日以上離れた期間での比較においては、複利効果により、ハンセン中国企業株指数(配当込)の変動率の－1倍以上又は未満となる場合があります。

・特に、ハンセン中国企業株指数(配当込)が上昇・下落を相互に繰り返す場合、上記の複利効果によりハンセン中国企業株ショート指数は逓減していくという特性があり、このような場合、投資者は利益を得にくくなりますので留意が必要です。

・ハンセン中国企業株ショート指数は、ハンセン中国企業株指数(配当込)が下落トレンドにある場合において上昇する指標であるため、ハンセン中国企業株指数(配当込)の下落を見込む場合には有用です。

(2)留意点

＜例1.原指標が下落局面にある場合＞

図１のように、原指標であるハンセン中国企業株指数(配当込)が一方的に下落する局面を考えます。このとき、「ハンセン中国企業株ショート指数」の日々の変動率は、原指標の日々の変動率の－1倍を達成しています。

しかしながら、2営業日以上離れた期間の場合(基準日→2日目)を比較してみると、ハンセン中国企業株指数(配当込)が14.5%下落(100→85.5)したのに対し、「ハンセン中国企業株ショート指数」は15.5%上昇(100→115.5)しており、その変動率は原指標の変動率の完全な－1倍にはなりません。

このようにインバース型指標は、相場の下落局面でもリターンを狙うことが可能ですが、2営業日以上離れた期間で比較した場合は、想定した変動率(原指標の－1倍)とは異なる上昇率となってしまう点(注:例1の15.5%上昇は、14.5%下落の－1倍である14.5%とは異なります。)、そして、投資期間が長期になればなるほど、原指標の変動率とインバース型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性が高まる点に留意が必要となります。

図1

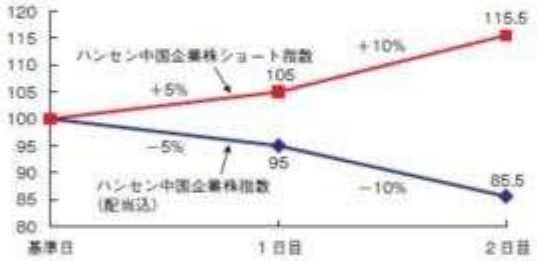

＜例2.原指標が上昇局面にある場合＞

次に、図2のように原指標であるハンセン中国企業株指数(配当込)が一方的に上昇する局面を考えます。このとき、「ハンセン中国企業株ショート指数」の日々の変動率は、やはり原指標の日々の変動率の－1倍を達成しています。

しかしながら例１と同様に、基準日から2日目にかけての変動率を見ると、ハンセン中国企業株指数(配当込)が15.5%上昇(100→115.5)したのに対し、「ハンセン中国企業株ショート指数」は14.5%下落(100→85.5)しており、その変動率は原指標の変動率の完全な－1倍にはなりません。

このようにインバース型指標は、相場の上昇局面においては下落していきますが、2営業日以上離れた期間で比較した場合は、想定した変動率(原指標の－1倍)とは異なる下落率となってしまう点(注:例2の14.5%下落は、15.5%上昇の－1倍である－15.5%とは異なります。)、そして、投資期間が長期になればなるほど、原指標の変動率とインバース型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性が高まる点に留意が必要となります。

図2

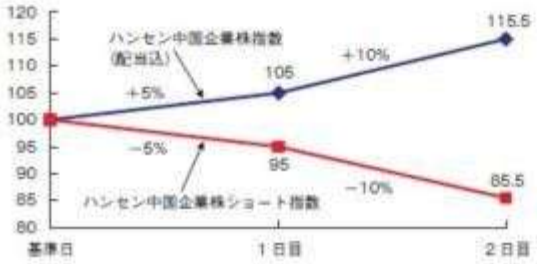

＜例3. 原指標が下落・上昇を繰り返す場合＞

最後に、図3のように原指標であるハンセン中国企業株指数(配当込)が下落・上昇を繰り返す局面を考えます。このときも、「ハンセン中国企業株ショート指数」の日々の変動率は、原指標の日々の変動率の－1倍を達成しています。

しかしながら、ハンセン中国企業株指数(配当込)は下落・上昇を繰り返しながらも3日目に基準日と同じ水準(100→100)に戻っているのに対し、「ハンセン中国企業株ショート指数」は複利効果が働くため、100→98.6と基準日と同じ水準に回復していません。

このように、相場の方向感が定まらず、原指標が下落や上昇を相互に繰り返した場合、インバース型指標は複利効果によって、原指標と比較してパフォーマンスが逓減して行くという特性がありますので留意が必要です。

図3

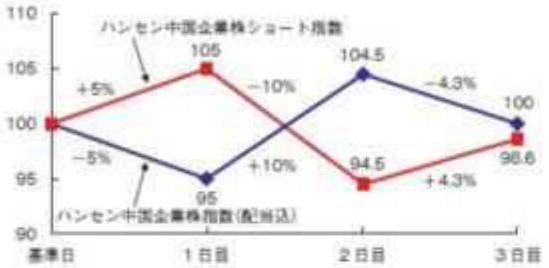

なお、例1から例3は原指標とインバース型指標の動きを説明するためのものです。円換算した原指標の動きと、円換算したインバース型指標の動きには、為替変動の影響もあります。

2. 原指標に連動するETFとの利益・損失の違い

変動率が原指標の変動率の－1倍となるよう算出されるインバース型指標の場合、原指標とは逆の利益・損失となります。

3. 留意すべき投資スタイル

・インバース型指標は、中長期にわたって投資をする場合、原指標の変動率とインバース型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性があり、留意が必要です。
・原指標の上昇と下落が相互に繰り返されるような相場においては、複利効果により、原指標と比較して指数のパフォーマンスが逓減して行くという特性があり、投資者は利益を得にくくなりますので、留意が必要です。
・円換算した原指標の動きと、円換算したインバース型指標の動きには、為替変動の影響もあるので、留意が必要です。

※ 「ハンセン中国企業株レバレッジ指数等」の著作権等について

ハンセン中国企業株レバレッジ指数およびハンセン中国企業株ショート指数(以下、「本指数」)は、ハンセン・データ・サービス・リミテッドからのライセンスに基づき、ハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドが作成し公表している。ハンセン中国企業株レバレッジ指数およびハンセン中国企業株ショート指数の商標および名称は、ハンセン・データ・サービス・リミテッドの独占所有物である。ハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドおよびハンセン・データ・サービス・リミテッドは、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社が中国H株ブル2倍上場投信および中国H株ベア上場投信(以下、「本商品」)に関連して本指数を使用し参照することに同意している。しかし、ハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドおよびハンセン・データ・サービス・リミテッドのいずれも、ブローカー、本商品の保有者、およびその他一切の者に対して以下の事項に関する保証、表明または品質保証を行わない。(ⅰ)本指数の正確性または完全性、および本指数の計算または本指数に関する情報の正確性または完全性、(ⅱ)本指数の目的適合性、または本指数を構成する要素もしくはデータの目的適合性、(ⅲ)目的の如何にかかわらず、本指数または本指数を構成する要素もしくはデータを使用する者が得る可能性のある結果。本指数に関する保証、表明または品質保証は一切付与されておらず、示唆されるものでもない。ハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドは、本指数の計算および作成のプロセスおよび基準、ならびに関連する計算式、構成株式および要素を通知することなく随時変更することができる。適用法で認められる範囲内において、ハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドおよびハンセン・データ・サービス・リミテッドは、以下のいずれの事項に関しても一切責任または義務を負わない。(ⅰ)本商品に関連してシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社が本指数を使用および/または参照すること、(ⅱ)本指数の計算におけるハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドの不正確性、脱漏、錯誤、または誤謬、(ⅲ)本指数の計算に使用される第三者提供情報の不正確性、脱漏、錯誤、誤謬、または不完全性、(ⅳ)上記のいずれかの結果として、本商品を取扱うブローカー、本商品の保有者、またはその他の者が直接的または間接的に被る可能性のある経済的またはその他の損失。本商品を取扱うブローカー、本商品の保有者、またはその他の者は、本商品に関連して、態様の如何にかかわらず、ハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドおよびハンセン・データ・サービス・リミテッドに対して、いかなる請求、訴訟、または法的手続も提起してはならない。したがって、本商品を取扱うブローカー、本商品の保有者、またはその他の者は、本免責条項を熟知したうえで請求、訴訟、または法的手続を提起するものとし、かつ、ハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドおよびハンセン・データ・サービス・リミテッドに対していかなる信頼も置くことはできない。疑義を避けるために付言すると、本免責条項によって、ブローカー、本商品の保有者、またはその他の者とハンセン・インデックス・カンパニー・リミテッドおよび/またはハンセン・データ・サービス・リミテッドとの間にいかなる契約関係または準契約関係が発生するものではなく、かつ、かかる関係が発生したと解釈してはならない。

取引所における売買	
上場日	2012年12月6日
上場市場	東京証券取引所
売買単位	10口単位
手数料	申込みの取扱会社が独自に定める金額

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱会社へお問い合わせください。

■投資方針

①当ファンドは、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用することにより、円換算した対象指標の動きに連動する投資成果を目指すことを基本方針とします。当該株価指数先物取引の利用においては、売り建て総額が純資産総額に対してほぼ同額になるように調整を行います。
②信託財産に短期の公社債を組入れます。
③外貨建資産については、為替ヘッジを行うことがあります。
④当ファンドを終了することとなった場合は、上記のような運用ができない場合があります。
⑤市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。また、上記運用の基本方針は、その投資成果として対象指標の変動率との一致を保証するものではありません。

■投資制限

株式への投資割合	株式への投資割合には、制限を設けません。
投資信託証券への投資割合	信託財産の純資産総額の5%以内とします。
有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引の指図	わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
デリバティブへの投資	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

■分配方針

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
信託財産から生ずる配当等収益（受取配当金、配当株式、受取利息、貸付有価証券に係る品貸料およびその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。）から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じても、分配は行いません。

※　将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日
原則として毎年12月４日を決算日とします。

○ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

・受益権が上場されます。
下記の金融商品取引所で売買することができます。
東京証券取引所
売買単位は10口単位です。
手数料は申込みの取扱会社が独自に定める金額とします。
取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱会社へお問い合わせください。

④　信託金限度額
・1兆円を限度として信託金を追加することができます。
・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

2012年12月5日
・ファンドの信託契約締結、運用開始
2012年12月 6日
・ファンドの受益権を東京証券取引所へ上場

（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

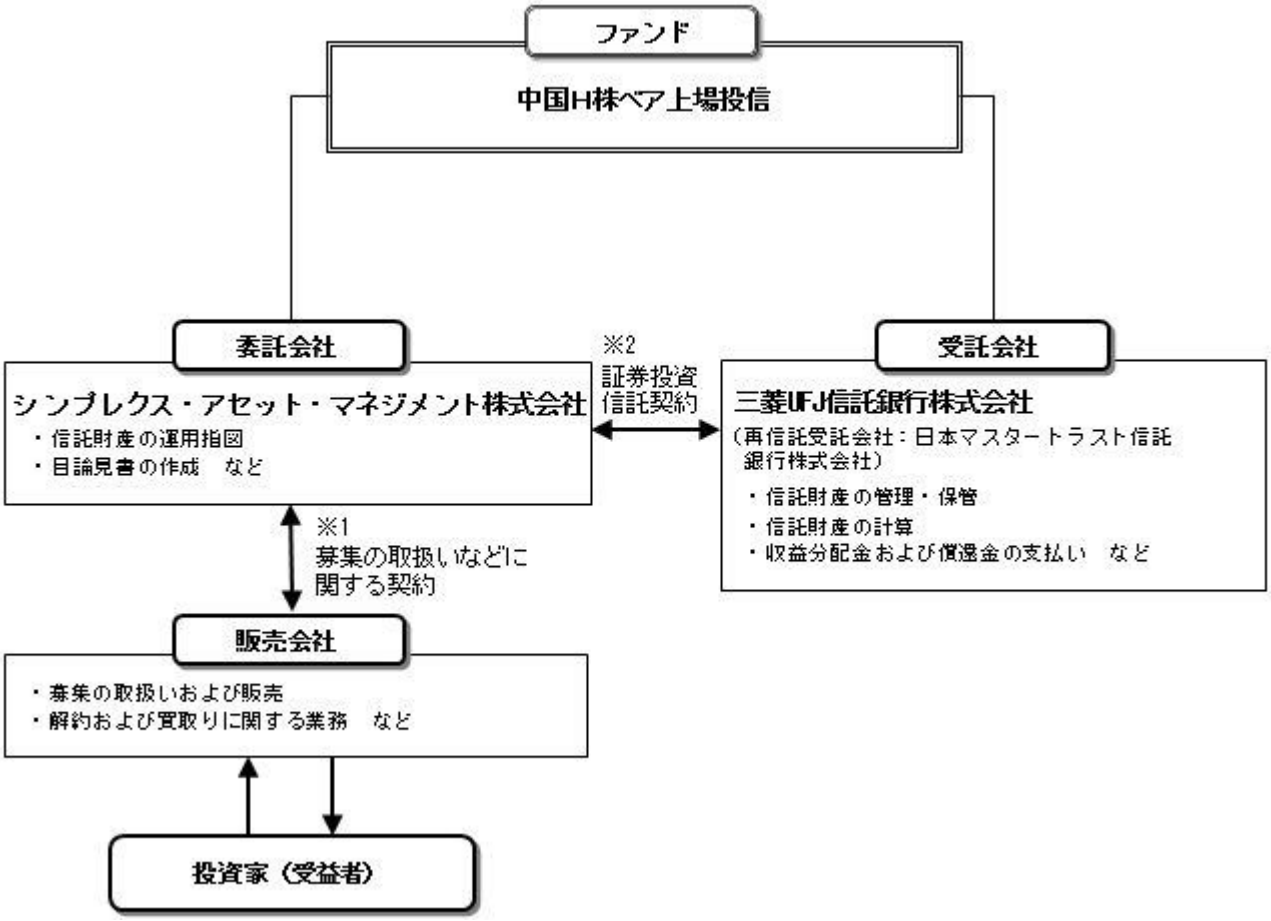

※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行う募集の取扱い、解約および買取りに関する業務の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

② 委託会社の概況（2019年12月末現在）

１）資本金
370百万円

２）沿革
1999年11月：シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社設立
1999年12月：投資顧問業の登録　関東財務局長　第903号
2000年5月：投資一任契約に係る業務の認可　金融再生委員会　第27号
2001年4月：投資信託委託業認可　内閣総理大臣　第5号
2007年9月：金融商品取引業者登録　関東財務局長（金商）第341号

３）大株主の状況

名　　称	住　　所	所有株数	所有比率
（株）シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区丸の内１丁目５番１号	7,400株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① この信託は、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用することにより、円換算した対象指標の動きに連動する投資成果を目指すことを基本方針とします。当該株価指数先物取引の利用においては、売り建て総額が純資産総額に対してほぼ同額になるように調整を行います。
② 信託財産に短期の公社債を組入れます。
③ 外貨建資産については、為替ヘッジを行うことがあります。
④ この信託を終了することとなった場合は、上記１号から３号のような運用ができない場合があります。
⑤ 市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。また、上記運用の基本方針は、その投資成果として対象指標の変動率との一致を保証するものではありません。

（2）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
イ．有価証券
ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第21条に定めるものに限ります。）
ハ．金銭債権
ニ．約束手形
２．次に掲げる特定資産以外の資産
イ．為替手形

② 有価証券の指図範囲
委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
１．株券または新株引受権証書
２．国債証券
３．地方債証券
４．特別の法律により法人の発行する債券
５．社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券を除きます。）
６．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
７．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

③ 金融商品の指図範囲
前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等および委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。
１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形

（3）【運用体制】

◆当ファンドの運用体制

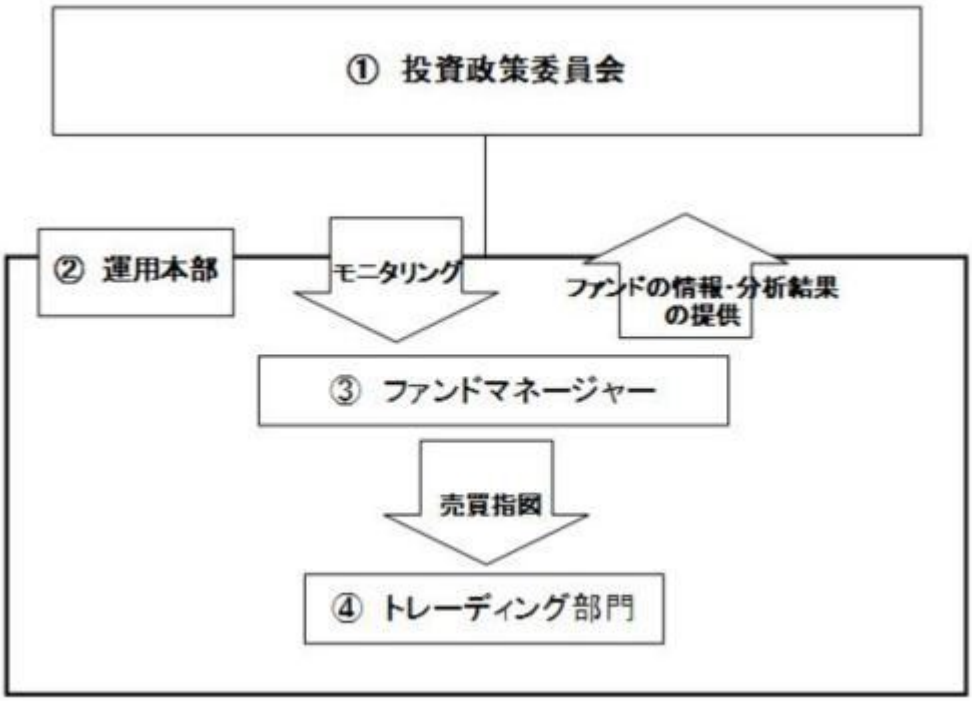

① 投資政策委員会
投資政策委員会規程に基づき、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。

② 運用本部
①で決定したファンド毎の運用手法、戦略及びリスク許容度に基づいて、運用本部は、運用計画を決定します。

③ ファンド・マネージャー
運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

④ トレーディング部門
ファンド・マネージャーから発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。（ファンド・マネージャーが自ら取引を執行することが望ましいと判断される場合には、ファンド・マネージャーがトレーディングを併せて担当します。）

- 投資政策委員会の構成員は、運用本部の主要スタッフ、リスク管理統括本部長、コンプライアンス本部長および管理本部長となっております。
- 運用本部は、20名、そのうち、トレーディング部門は、2名で構成されています。
- 社内規程を策定し、ファンド運用に関して遵守すべき基本的な事項を定めております。

＜委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等＞
当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

※上記は2019年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

① 収益分配方針

1）信託財産から生ずる配当等収益（受取配当金、配当株式、受取利息、貸付有価証券に係る品貸料およびその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。）から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じても、分

配は行いません。

２）信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、毎計算期末における諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸費用、信託報酬等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。

３）毎計算期末に信託財産から生じたイ）に掲げる利益の合計額は、ロ）に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。

イ）有価証券売買益（評価益を含みます。）、先物取引等取引益（評価益を含みます。）、追加信託差益金、解約差益金

ロ）有価証券売買損（評価損を含みます。）、先物取引等取引損（評価損を含みます。）、追加信託差損金、解約差損金

② 収益分配金の支払い

原則として受託会社が、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、受益者があらかじめ指定した預金口座などに振り込みます。なお、受益者が取扱会社と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

（５）【投資制限】

① 約款に定める投資制限

１）株式への投資割合には、制限を設けません。

２）投資信託証券（上場投資信託証券を除きます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以内とします。

３）わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるもののうち、株価指数に係るものに限ります。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるもののうち、株価指数に係るものに限ります。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

４）デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

５）外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

６）デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

７）一般社団法人投資信託協会の規則に定めるところに従い、一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

３【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

当ファンドは、公社債等、短期金融資産（以下「有価証券等」）を投資対象とし、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用するため、これらの価格変動の影響や為替相場の変動等の影響により基準価額は変動します。また、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用するため、基準価額は大きく変動します。従いまして、投資元金を割り込むことがあり、元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金と異なります。また、金融機関の預金あるいは保険契約ではないため、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。
当ファンドに投資される前に当ファンドの性質、複雑性および内在するリスクがご自身の投資経験や財務状況に照らして投資目的に合致しているかどうかご確認ください。
当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 株価指数先物取引の利用に伴うリスク

株価指数先物の価格は、対象指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を売り建てている場合において、先物価格が下落すれば収益が発生し、上昇すれば損失が発生します。ファンドで行っている株価指数先物取引について損失が発生した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。また、先物を売り建てている場合の対象指標の上昇によって、対象指標の変動率に比べて大きな損失が生じる可能性があります。

② 株価変動によるリスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく変動することがあります。当ファンドの対象指標は、概ね原指標（ハンセン中国企業株指数（配当込））の前日比変動率（%）に対して一定の負の倍数、すなわち－1倍、を乗じた変動率となるように計算された指標であるため、株価が上昇した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。また、組入銘柄の株価が大きく変動した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

一般に新興国の株式および株価指数先物取引は、先進国の株式および株価指数先物取引に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

③ 金利変動リスク

当ファンドでは、公社債やコール・ローン等を投資対象とします。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、損失が生じることがあります。

④ 信用リスク

当ファンドは、公社債等に投資します。一般に、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

また、短期金融資産においても債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

⑤ 為替変動リスク

当ファンドは、外貨建資産を保有するため、当該通貨と円との為替相場変動の影響を受け、損失が生じることがあります。

⑥ カントリー・リスク

投資対象国における非常事態など（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針にしたがった運用ができない場合があります。

一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて十分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。

投資対象や利用するデリバティブ取引が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。それらの諸国における取引にかかる法令や税制が一方的に変更されたり、新たな法令や税制が適用されたりすることもあります。

⑦ デリバティブ取引に関するリスク

当ファンドは、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用します。株価指数先物取引などのデリバティブ取引の価値は基となる原資産価値等に依存し、またそれらによって変動します。デリバティブ取引の価値は、種類によっては、基となる原資産の価値以上に変動することや、原資産とデリバティブ取引との間の相関性を欠いてしまう可能性もあります。また、流動性を欠く可能性、市場混乱時や取引相手の倒産等により当初の契約通りの取引を実行できず損失を被るリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスク等があります。これらデリバティブ取引に関するリスクによって、損失が生じることがあります。

⑧ 流動性リスク

有価証券等や株価指数先物取引を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となる可能性があります。また、金融商品取引所等の取引規制により、不利な価格で取引を行わざるをえない可能性があります。市場動向、市場や行政等による規制、有価証券等および株価指数先物取引の流通量などの状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等や株価指数先物取引を市場実勢より低い価格で売却しなけ

ればならない又は、高い価格で買付しなければならないケースが考えられ、この場合には基準価額の下落要因となります。

※基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

・対象指標について

a. 対象指標は、原指標であるハンセン中国企業株指数（配当込）の前日比変動率（%）に対して一定の倍数、すなわち－1倍、を乗じた変動率から、金利見合い額を足し、印紙税見合い額を控除した変動率となるように計算された指標です。

b. 対象指標は、変動率がハンセン中国企業株指数（配当込）の日々の変動率の－１倍となるように算出されているため、前営業日と比較するとその変動率はハンセン中国企業株指数（配当込）の－１倍となりますが、２営業日以上離れた期間での比較においては、複利効果により、ハンセン中国企業株指数（配当込）の変動率の－１倍以上又は未満となる場合があります。

c. 特に、ハンセン中国企業株指数（配当込）が上昇・下落を相互に繰り返す場合、上記の複利効果によりハンセン中国企業株ショート指数は逓減していくという特性があり、このような場合、投資者は利益を得にくくなりますので留意が必要です。

d. 対象指標は、相場の下落局面でもリターンを狙うことが可能ですが、２営業日以上離れた期間で比較した場合は、想定した変動率（原指標の－１倍）とは異なる上昇率となってしまう点（注：原指標の下落率の完全な－１倍の上昇率にはならない場合。）、そして、投資期間が長期になればなるほど、原指標の変動率とインバース型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性が高まる点に留意が必要となります。

e. 対象指標は、相場の上昇局面においては下落していきますが、２営業日以上離れた期間で比較した場合は、想定した変動率（原指標の－１倍）とは異なる下落率となってしまう点（注：上昇率の完全な－1倍の下落率にはならない場合。）、そして、投資期間が長期になればなるほど、原指標の変動率とインバース型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性が高まる点に留意が必要となります。

f. 対象指標は、相場の方向感が定まらず、原指標が下落や上昇を相互に繰り返した場合、インバース型指標は複利効果によって、原指標と比較してパフォーマンスが逓減して行くという特性がありますので留意が必要です。

g. 対象指標に連動する当ファンドは、原指標に連動するファンドに比べ、逆の利益・損失となりますが、中長期にわたって投資をする場合、原指標の変動率とインバース型指標の変動率の乖離が大きくなる可能性があり、留意が必要です。原指標の上昇と下落が相互に繰り返されるような相場においては、複利効果により、原指標と比較して指数のパフォーマンスが逓減して行くという特性があり、投資者は利益を得にくくなりますので、留意が必要です。

・対象指標とファンドの基準価額のかい離

当ファンドは、株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用することにより、基準価額の変動率を円換算した対象指標の変動率に一致させることを目標として運用を行いますが、以下のような要因により、円換算した対象指標と完全に一致した運用成果をお約束するものではありません。

a. 株価指数先物取引などのデリバティブ取引を利用しますが、当該取引の値動きと対象指標との値動きが一致しないことにより、円換算した対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。

b. 株価指数先物取引には先物満期日（以下「限月」といいます。）があるため、当該先物取引を異なる限月の取引に乗り換えていくこと（「ロールオーバー」といいます。）となります。このとき、売り建てている先物を買い戻し、乗り換え対象となる限月の先物を売り建てることになりますが、限月が異なるため２つの先物取引には元来価格差があります。それにより、円換算した対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。

c. 対象指標の特性により、株価指数先物取引の売り建て総額が信託財産の純資産総額とほぼ同額となりますが、必ずしも正確に同額ではなく、純資産総額を上回ること、または下回ることもあります。それにより、円換算した対象指標の変動率とファンドの基準価額の変動率にかい離が生じることがあります。

d. 資金の流入から実際に株価指数先物取引を売り建てるためのタイミングのずれの発生により、円換算した対象指標の変動率と基準価額の変動率にかい離が生ずる可能性があります。

e. 信託報酬等のコスト負担が基準価額の変動率とのかい離の要因になります。

・対象指標の原指標と当ファンド

対象指標は、原指標であるハンセン中国企業株指数（配当込）の日々の変動率に一定の倍数、すなわち－１倍、を乗じた変動率から、金利見合い額を足し、印紙税見合い額を控除した変動率となるように計算された指標です。

原指標に連動するＥＴＦと比較した場合、当ファンドのような変動率が原指標の変動率の－１倍となるよう算出されるインバース型指標の場合、原指標とは逆の利益・損失となります。

また、その他の留意点の「対象指標について」および「対象指標とファンドの基準価額のかい離」の要因により、原指標の変動率の－１倍と当ファンドの基準価額の変動率にかい離が生じます。

・換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

当ファンドは、株価指数先物取引のうち主として取引を行うものについて、次の１．または２．に該当する場合には、販売会社は、当日の取得申込みの受付けの中止、当日の取得申込みの取消しまたはその両方を行うものとします。また、次の１．または２．に該当する場合には、委託会社は、当日の一部換金（解約）の実行の請求の受付けを中止することができるほか、当日の一部換金（解約）の実行の請求を取消すことができます。

1. 当該株価指数先物取引にかかる金融商品取引所の当日の立会が行われないときもしくは停止されたとき
2. 当該株価指数先物取引にかかる金融商品取引所の当日の立会終了時における当該株価指数先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、当該各ファンドの当該株価指数先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。

また、委託会社が別に定める申込上限口数を超えた口数または換金（解約）請求上限口数を超えた口数については、委託会社は申込の受付けまたは換金（解約）請求を受け付けることをいたしません。

・金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の設定および換金（解約）請求の受付けを中止することがあります。

・分配金は、分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、分配を行わない場合があります。

・当ファンドの基準価額の計算は、法令および一般社団法人投資信託協会規則等に従って時価評価を行います。有価証券等およびデリバティブ取引の評価は、基準価額計算日に知りうる直近の日の価格です。

・当ファンドの受益権は、東京証券取引所に上場し、当該取引所で取引されますが、その取引価格は、当ファンドの運用に対する評価や当該取引所における需給関係によって形成されるため、円換算した対象指標や基準価額と一致した推移とならず、一般にかい離を生じます。また、当ファンドの受益権は当該取引所において活発な取引が行われるという保証はありません。したがって、当ファンド受益権の取引がまったく行われなかったり取引が行われたとしても制限的で当ファンドの受益権の当該取引所における取引価格に悪影響したり購入者が処分に窮する場合があります。また、同取引所においてどのような価格で取引がなされるのかを予想することはできません。さらに、指定参加者（当ファンドの募集の取り扱いを行う者で、当ファンドの販売会社。）は当ファンド受益権の当該取引所における円滑な流通の確保に努めることとなっておりますが、継続的に呼び値を提示する義務を負うものではありませんので、市場での需給の状況によっては、当ファンドを希望する時にまたは希望する価格で売買することが困難となる場合又は売買すること自体が不可能となる場合があります。

・当ファンドは、外国の金融商品取引所における株価指数先物取引を利用します。当ファンドの基準価額の計算においては、当該株価指数先物取引の時価評価は、基準価額を計算する日の時価評価ではなく、外国の金融商品取引所における前日の時価評価によります。そのため、基準価額を計算する日と、当ファンドが投資した外国の金融商品取引所における株価指数先物取引の時価評価の日が異なる点に留意が必要です。

・受益権の総口数が３万口を下回った場合、信託期間中であっても償還されることがあります。

・受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合、対象指標が廃止された場合は、繰り上げ償還されます。

・適用となる法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37 条の６の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

（２）リスク管理体制

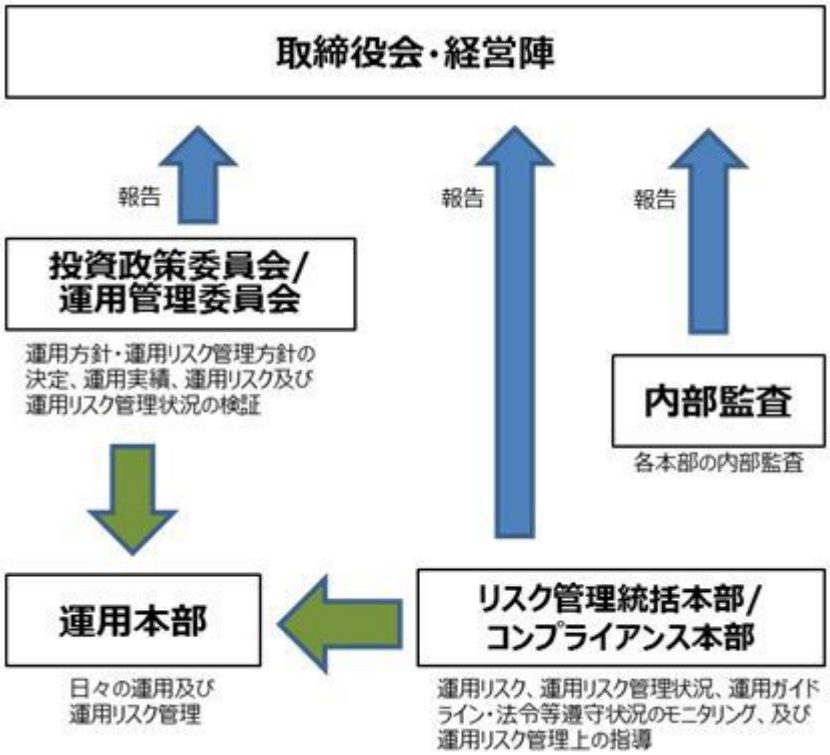

※上記は2019年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜流動性リスクの管理体制＞

当社では、「市場動向、市場や行政等による規制、資金流失などにより、有価証券等の売却等において、市場実勢よりも著しく不利な価格による取引を余儀なくされること、または取引が成立しないこと」を流動性リスクと考えております。組入資産の流動性リスクの状況は、リスク管理部門が随時モニタリングし、流動性リスクが極めて高くなった場合には、運用本部及びコンプライアンス部門も含めて対応することとしております。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2015年1月末～2019年12月末

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2015年1月末を10,000として指数化しております。

＊年間騰落率は、2015年1月から2019年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

2015年1月末～2019年12月末

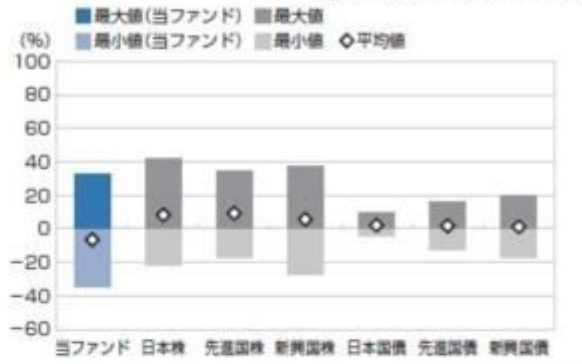

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	32.2	41.9	34.1	37.2	9.3	15.9	19.3
最小値	△34.5	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	△6.7	8.2	9.2	5.6	2.1	1.7	1.1

＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

＊2015年1月から2019年12月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

＊決算日に対応した数値とは異なります。

＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数
日本株・・・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債・・・NOMURA-BPI国債
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI I nc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI I nc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。当該手数料にかかる消費税等相当額を含みます。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
販売会社は、受益者が解約請求を行うときおよび受益権の買取りを行うときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴収することができるものとします。
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
※換金手数料は、換金時の事務手続きなどに係る対価です。

② 信託財産留保額
ありません。

（３）【信託報酬等】

① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.935%（税抜0.85%）以内の率を乗じて得た額とします。

② 信託報酬の配分
当ファンドの信託報酬が税抜0.85%（有価証券届出書提出日現在）の場合の配分（年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率		
合計	委託会社	受託会社
0.85%	0.80%	0.05%

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

① 当ファンドに関する組入有価証券および先物取引の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用は信託財産から支払われます。
② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに当該費用に係る消費税等相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、随時、信託財産中から支弁します。
③ 上記②に定める諸費用にかかわりなく、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、下記１．から７．までに該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。
１．この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
２．振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
３．有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
４．目論見書（交付目論見書、請求目論見書および訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交

付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）

5．信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）

6．運用報告書および決算短信等開示資料の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）

7．この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

8．格付の取得に要する費用

9．この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用（信託財産に係る特定資産の価格調査に係る費用を含みます。）

10. 受益権の上場に係る費用※

11. 対象指標その他これに類する標章の使用料

※ファンドの上場に係る費用

・新規上場および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）。

・毎年末の純資産総額に対して、0.00825%（税抜0.0075%）およびTDnet利用料。

④　委託会社は、上記②および③に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、係る上限額を定期的に見直すことができます。

⑤　上記④に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託会社は、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託会社は、係る見積率に上限を付することとし、また信託財産の規模等を考慮して、係る見積率の上限を何時にても見直すことができるものとします。

⑥　上記⑤の場合において、上記③に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（上記⑤に規定する見積率の上限は、年10,000分の20とします。）を乗じて得た額とし、計算期間を通じて毎日計上され、委託会社が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

＊売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

①　個人受益者の場合

1）受益権の売却時の課税

売却時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。

2）収益分配金の受取り時の課税

収益分配金は配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

3）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収

ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。

※確定申告等により、解約時、償還時および売却時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時、償還時および売却時の差益（譲渡益）、収益分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

１）受益権の売却時の課税
受益権の売却価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

２）収益分配金の受取り時の課税
収益分配金は配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われ、他の法人所得と合算して課税されます。

３）解約金および償還金に対する課税
受益権の解約価額および償還価額と取得価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

４）益金不算入制度の適用
益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。
※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※上記は2019年12月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

【中国H株ベア上場投信】

以下の運用状況は2019年12月30日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	アメリカ	503,035,076	68.46
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	―	231,754,328	31.54
合計(純資産総額)		734,789,404	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国・地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	売建	香港	735,120,918	△100.05

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY BILL	4,600,000	10,923.26	502,470,119	10,935.54	503,035,076	0.000	2020/2/13	68.46

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	68.46
合計	68.46

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類	地域	取引所	名称	建別	数量	通貨	契約額等（各通貨）	契約額等（円）	評価額（各通貨）	評価額（円）	投資比率(%)
株価指数先物取引	香港	香港先物取引所	HSCEI 2001	売建	93	香港ドル	51,476,895	724,279,913	52,247,400	735,120,918	△100.05

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)		東京証券取引所取引価格（円）
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き	
第1計算期間末 (2013年12月 4日)	544	544	10,897	10,897	10,820
第2計算期間末 (2014年12月 4日)	1,090	1,090	12,122	12,122	11,740
第3計算期間末 (2015年12月 4日)	1,587	1,587	12,208	12,208	12,300
第4計算期間末 (2016年12月 4日)	1,334	1,334	10,262	10,262	10,330
第5計算期間末 (2017年12月 4日)	908	908	8,263	8,263	8,140
第6計算期間末 (2018年12月 4日)	687	687	8,091	8,091	8,130
第7計算期間末 (2019年12月 4日)	786	786	7,863	7,863	7,930
2018年12月末日	734	—	8,641	—	8,560
2019年 1月末日	661	—	7,781	—	7,690

2月末日	677	—	7,525	—	7,550
3月末日	761	—	7,618	—	7,510
4月末日	755	—	7,551	—	7,590
5月末日	805	—	8,053	—	8,040
6月末日	751	—	7,515	—	7,550
7月末日	758	—	7,583	—	7,660
8月末日	799	—	7,997	—	7,930
9月末日	794	—	7,946	—	7,940
10月末日	779	—	7,800	—	7,760
11月末日	779	—	7,800	—	7,980
12月末日	734	—	7,348	—	7,300

(注)計算期間末が東京証券取引所の休業日にあたる場合、東京証券取引所取引価格は直前営業日の終値を表示しています。

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2012年12月 5日～2013年12月 4日	0.0000
第2期	2013年12月 5日～2014年12月 4日	0.0000
第3期	2014年12月 5日～2015年12月 4日	0.0000
第4期	2015年12月 5日～2016年12月 4日	0.0000
第5期	2016年12月 5日～2017年12月 4日	0.0000
第6期	2017年12月 5日～2018年12月 4日	0.0000
第7期	2018年12月 5日～2019年12月 4日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第1期	2012年12月 5日～2013年12月 4日	8.97
第2期	2013年12月 5日～2014年12月 4日	11.24
第3期	2014年12月 5日～2015年12月 4日	0.71
第4期	2015年12月 5日～2016年12月 4日	△15.94
第5期	2016年12月 5日～2017年12月 4日	△19.48
第6期	2017年12月 5日～2018年12月 4日	△2.08
第7期	2018年12月 5日～2019年12月 4日	△2.82

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）

第1期	2012年12月 5日～2013年12月 4日	90,000	40,000
第2期	2013年12月 5日～2014年12月 4日	40,000	0
第3期	2014年12月 5日～2015年12月 4日	200,000	160,000
第4期	2015年12月 5日～2016年12月 4日	40,000	40,000
第5期	2016年12月 5日～2017年12月 4日	0	20,000
第6期	2017年12月 5日～2018年12月 4日	0	25,000
第7期	2018年12月 5日～2019年12月 4日	15,000	0

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

≪参考情報≫

運用実績

（2019年12月30日現在）

＜基準価額・純資産の推移＞

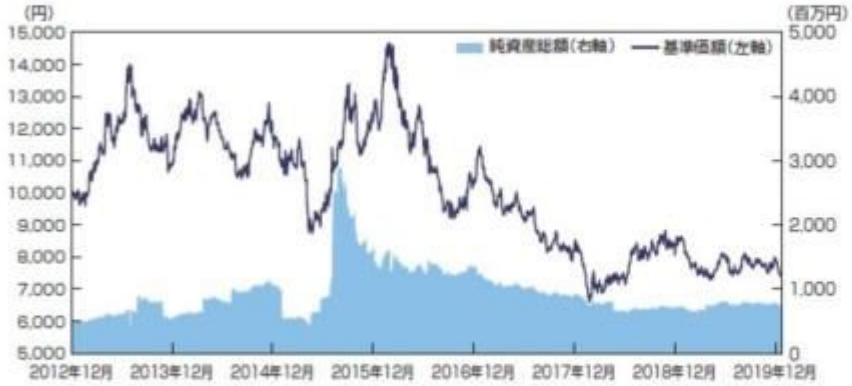

基準価額	7,348円
純資産総額	7.35億円

＜分配の推移＞

決算期	分配金
2015年12月	0円
2016年12月	0円
2017年12月	0円
2018年12月	0円
2019年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は１口当たり、税引前の金額です。

＜主要な資産の状況＞

■資産の配分

組入資産	比率
公社債	68.5%
現金その他	31.5%

■株価指数先物取引の状況

取引内容		比率
ハンセン中国企業株指数先物 2020年1月限	売建	100.0%

＜年間収益率の推移＞（暦年ベース）

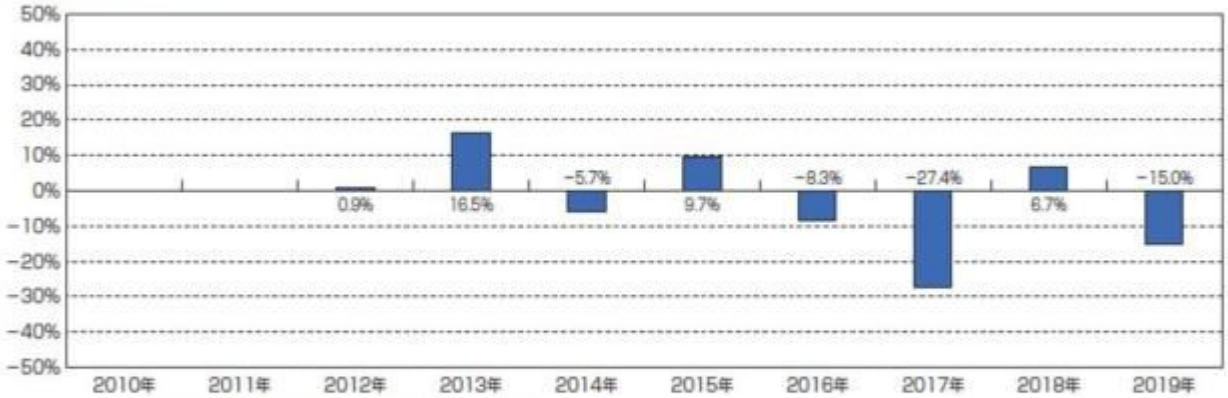

・ファンドの年間収益率は、基準価額で計算しています。
・2012年は設定日(12月5日)から年末までの騰落率を表示しています。

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込方法

・販売会社は、2012年12月 6日以降、分割される受益権を、取得申込日の午後3時までに取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数（5千口）以上かつ委託会社が別に定める申込上限口数以内の口数で委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位（※）をもって取得の申込を受付けることができるものとします。なお、午後3時以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができます。

（※）委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位：
最低取得申込口数（5千口）以上1千口単位

・当ファンドは、東京証券取引所に上場しております。委託会社は、当該金融商品取引所が定める諸規則などを遵守し、当該金融商品取引所が諸規則などに基づいて行う売買取引の停止または上場廃止その他の措置に従うものとします。

（２）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（３）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（４）上記（１）の規定にかかわらず、委託会社は、下記のａ．～ｅ．の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。

ａ．取得申込の申込日当日が別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日
ｂ．取得申込の申込日当日と翌営業日の間に、土日を除く日本の金融商品取引所の休日が含まれる場合となる当該申込日
ｃ．毎計算期間終了日の５営業日前から前営業日まで
ｄ．ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前５営業日間
ｅ．上記ａ．～ｄ．のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
ｆ．なお、上記ａ．～ｄ．に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。

（５）株価指数先物取引のうち、主として取引を行うものについて、次の1.～2.に該当する場合には、委託会社は、当日の取得申込の受付けを中止、当日の取得申込の取り消しまたはその両方を行うものとします。

１．当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の立会が行われないとき、もしくは停止されたとき
２．当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき

（６）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（７）申込単位

5千口以上1千口単位
※詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社＞
ホームページアドレス：http：//www.simplexasset.com/
電 話 番 号：03-5208-5211
（9:00-17:00 土、日、祝日は除く）

（８）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（９）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所※における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

２【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）受益権の解約

受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低口数（5千口）以上かつ委託会社が別に定める解約請求上限口数以内の口数で、委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位（※）をもって、原則として毎営業日午後3時までに、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

（※）委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位：
最低口数（5千口）以上1千口単位

（２）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（３）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（４）上記（１）の規定にかかわらず、委託会社は、下記のａ．～ｅ．の期日および期間における受益権の解約請求については、原則として、当該解約請求の受付けを停止します。

ａ．一部解約請求の申込日当日が別に定める海外の休日と同日付となる場合の当該申込日
ｂ．一部解約請求の申込日当日と翌営業日の間に、土日を除く日本の金融商品取引所の休日が含まれる場合となる当該申込日
ｃ．毎計算期間終了日の５営業日前から前営業日まで
ｄ．ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前５営業日間
ｅ．上記ａ．～ｄ．のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
ｆ．なお、上記ａ．～ｄ．に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、解約請求の申込みを受け付ける場合があります。

（５）株価指数先物取引のうち、主として取引を行うものについて、次の1.～2.に該当する場合には、委託会社は、当日の解約請求の受付けを中止、当日の解約請求の取り消しまたはその両方を行うものとします。

１．当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の立会が行われないとき、もしくは停止されたとき
２．当該先物取引にかかる金融商品取引所の当日の立会終了時における当該先物取引の呼値が当該金融商品取引所が定める呼値の値幅の限度の値段とされるなどやむを得ない事情が発生したことから、当ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき

（６）解約制限

委託会社が別に定める換金請求上限口数を超えた口数については、換金を受付けません。

（７）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社＞
ホームページアドレス：http：//www.simplexasset.com/
電 話 番 号：03-5208-5211
（9:00-17:00 土、日、祝日は除く）

（８）手取額
１口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。
※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（９）解約単位
5千口以上1千口単位
※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（10）解約代金の支払い
原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

（11）受付の中止および取消
・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 基準価額の算出
・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1口当たりに換算した価額で表示することがあります。

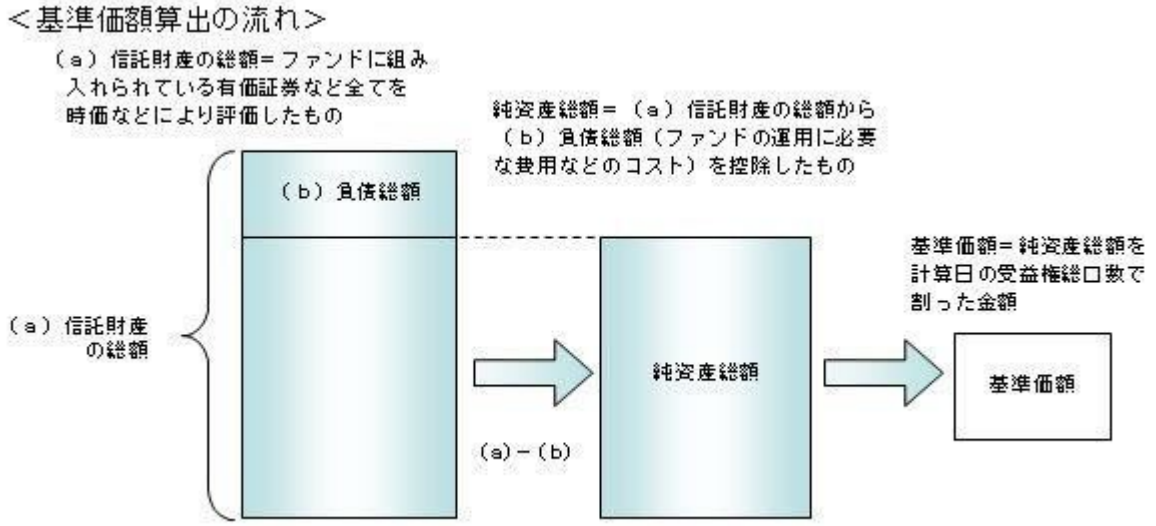

② 有価証券などの評価基準
・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。
＜主な資産の評価方法＞

◇有価証券先物取引等（外国）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の発表する清算値段または最終相場で評価します。

◇外国公社債

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における以下のいずれかの価額で評価します。

・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）

・価格情報会社の提供する価額

※残存期間１年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③　基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先 ＜シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社＞ ホームページアドレス：http：//www.simplexasset.com/ 電 話 番 号：03-5208-5211 （9:00-17:00 土、日、祝日は除く）

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします（2012年12月5日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

原則として毎年12月5日から翌年12月4日までとします。

（５）【その他】

①　信託の終了（繰上償還）

１）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ）2014年12月7日以降、受益権の総口数が3万口を下回ることとなった場合

ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ）やむを得ない事情が発生したとき

２）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

３）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ）受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合

ロ）ハンセン中国企業株ショート指数が廃止された場合、公示性または市場性が失われたとき、継続性を失わせるような改定が行われたとき等で、それに代わる新たな対象指標を定めることができない場合

ハ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合

ニ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ホ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、

書面決議で可決された場合、存続します。）

へ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

なお、上記イ）について、すべての金融商品取引所において上場が廃止された場合には、その廃止された日に信託を終了するための手続を開始するものとします。

4）繰上償還を行う際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

1）原則として受託会社または取扱会社が、信託終了後40日以内の委託会社の指定する日から行うものとし、信託終了時受益者は、受託会社から送付される領収書をゆうちょ銀行に持ち込む方式や受託会社から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式などにより償還金を受領できます。

2）償還金として受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（純資産総額を受益権総口数で除した額）に、当該受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この信託の終了時における税法上の元本の額は、受益権1口あたり、信託の終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権の総口数で除した額とします。

③ 信託約款の変更など

1）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行うことができます。信託約款の変更または併合を行う際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

2）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行います。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

3）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

1）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

2）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

3）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。

4）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行いません。

5）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。

6）当ファンドの繰上償還、信託約款の重大な変更または併合を行う場合には、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

＜書面決議の主な流れ＞

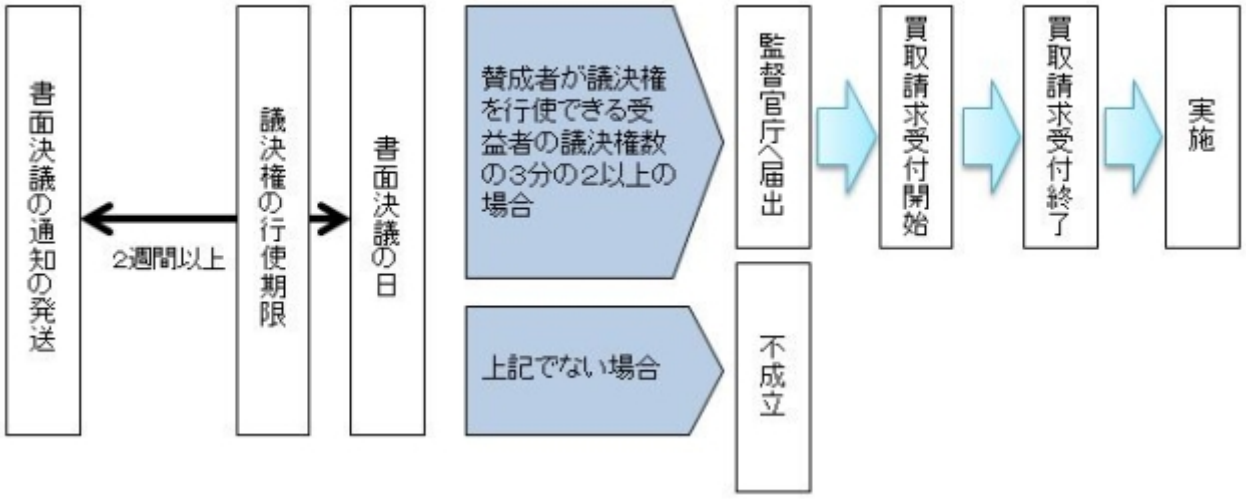

⑤　公告

公告は電子公告により行い、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス　　http:// www.simplexasset.com /

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥　運用報告書の作成

投資信託及び投資法人に関する法律により、運用報告書の作成・交付は行いません。

⑦　関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧　他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金受領権

・名義登録手続きによって受益者を確定し、当該受益者に対して収益分配金の支払いを行います。当ファンドの収益分配金は、計算期間終了日現在において、受託会社に名義登録している受益者に支払われます。受益者は、取扱会社を経由して名義登録を行うことができます。

・計算期間終了日現在において、氏名または名称および住所が受託会社に登録されている受益者は、ファンドの収益分配金を登録されている受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

・ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から５年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）償還金受領権

・信託期間終了日現在において、氏名または名称および住所が受託会社に登録されている受益者は、ファンドの償還金を登録されている受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

・ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（４）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間（2018年12月 5日から2019年12月 4日まで）の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

【中国H株ベア上場投信】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第6期 (2018年12月 4日現在)	第7期 (2019年12月 4日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	180,216,609	177,503,967
コール・ローン	5,852,638	6,054,066
国債証券	439,295,105	497,929,727
派生商品評価勘定	-	21,748,854
未収利息	23	-
前払金	53,928,121	38,477,681
差入委託証拠金	41,964,406	50,509,635
流動資産合計	721,256,902	792,223,930
資産合計	721,256,902	792,223,930
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	28,000,036	199,035
未払受託者報酬	189,143	211,546
未払委託者報酬	3,026,268	3,384,691
未払利息	-	3
その他未払費用	2,301,503	2,112,785
流動負債合計	33,516,950	5,908,060
負債合計	33,516,950	5,908,060
純資産の部		
元本等		
元本	850,000,000	1,000,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△162,260,048	△213,684,130
（分配準備積立金）	△78,406,373	△88,490,288
元本等合計	687,739,952	786,315,870
純資産合計	687,739,952	786,315,870
負債純資産合計	721,256,902	792,223,930

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期 (自　2017年12月 5日 至　2018年12月 4日)	第7期 (自　2018年12月 5日 至　2019年12月 4日)
営業収益		
受取利息	18,601	37,190
有価証券売買等損益	7,917,776	11,040,589
派生商品取引等損益	△29,601,884	16,605,245
為替差損益	△2,846,233	△32,201,001
その他収益	635,385	1,105,889
営業収益合計	△23,876,355	△3,412,088
営業費用		
支払利息	467	110
受託者報酬	399,368	404,708
委託者報酬	6,389,798	6,475,156
その他費用	4,833,252	4,347,020
営業費用合計	11,622,885	11,226,994
営業利益又は営業損失（△）	△35,499,240	△14,639,082
経常利益又は経常損失（△）	△35,499,240	△14,639,082
当期純利益又は当期純損失（△）	△35,499,240	△14,639,082
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△191,030,808	△162,260,048
剰余金増加額又は欠損金減少額	64,270,000	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	64,270,000	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	36,785,000
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	36,785,000
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△162,260,048	△213,684,130

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2.デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	株価指数先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 為替予約取引 原則としてわが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び第61条にしたがって処理しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	第6期 (2018年12月 4日現在)		第7期 (2019年12月 4日現在)	
1. 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額				
	期首元本額	1,100,000,000円	期首元本額	850,000,000円
	期中追加設定元本額	-円	期中追加設定元本額	150,000,000円
	期中解約元本額	250,000,000円	期中解約元本額	-円
2. 受益権の総数		85,000口		100,000口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っている差額	162,260,048円	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っている差額	213,684,130円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第6期 (自 2017年12月 5日 至 2018年12月 4日)	第7期 (自 2018年12月 5日 至 2019年12月 4日)
1.分配金の計算過程		
A 当ファンドの配当等収益額	653,519円	1,142,969円
B 分配準備積立金	△67,437,474円	△78,406,373円
C 配当等収益額合計（A+B)	△66,783,955円	△77,263,404円
D 経費	11,622,418円	11,226,884円
E 収益分配可能額（C-D)	-円	-円
F 収益分配金額	-円	-円
G 次期繰越金(分配準備積立金)（E-F)	△78,406,373円	△88,490,288円
H 口数	85,000口	100,000口
I 分配金額(1口当たり)	-円	-円
2.その他収益	-	主に消費税還付金であります。
3.その他費用	主に印刷費用、上場関連費用及びライセンス料であります。	同左

（金融商品に関する注記）

Ⅰ金融商品の状況に関する事項

項目	第6期 (自 2017年12月 5日 至 2018年12月 4日)	第7期 (自 2018年12月 5日 至 2019年12月 4日)
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託として、投資信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対する投資として運用することを目的としています。	同左
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であり、公社債および株価指数先物取引を主要投資対象としております。 これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該為替予約取引は、ごく短期間で実際に外貨の受渡しを伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、運用関連部門から独立した部門であるリスク管理統括本部が各リスクの管理を行っております。 リスク管理統括本部は、定期的に各部署からモニタリングの結果の報告を受け、必要に応じて関係部署より意見を求め、リスク状況を取りまとめ、その結果を取締役社長に報告します。また、必要に応じて取りまとめ結果を取締役会に報告をします。	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	第6期 (2018年12月 4日現在)	第7期 (2019年12月 4日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第6期 (2018年12月 4日現在)	第7期 (2019年12月 4日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	1,506,899	3,302,178
合計	1,506,899	3,302,178

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

(株式関連)

第6期（2018年12月 4日現在）

（単位：円）

区分	種 類	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 売建	663,657,750	―	691,657,786	△28,000,036
合計		663,657,750	―	691,657,786	△28,000,036

第7期（2019年12月 4日現在）

（単位：円）

区分	種 類	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 売建	805,282,491	―	783,732,672	21,549,819
合計		805,282,491	―	783,732,672	21,549,819

(注) 1 .時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2 .株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3 .契約額等には手数料相当額を含んでおります。

4 .契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）
該当事項はありません。
（１口当たり情報に関する注記）

第6期 （2018年12月 4日現在）	第7期 （2019年12月 4日現在）
1口当たりの純資産額　8,091円	1口当たりの純資産額　7,863円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

(イ)株式

該当事項はありません。

(ロ)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BILL-0.0%-20/02/13	4,600,000.00	4,586,255.20	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：63.3%	4,600,000.00	4,586,255.20 (497,929,727) 100.0%	
合計				497,929,727 (497,929,727)	

(注1)通貨種類毎の小計の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2019年12月30日現在です。

【中国H株ベア上場投信】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	746,280,599円
Ⅱ　負債総額	11,491,195円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	734,789,404円
Ⅳ　発行済口数	100,000口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	7,348円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

（２）受益者に対する特典
該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

①　譲渡制限はありません。

②　受益権の譲渡

・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③　受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（５）受益権の併合、再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割および併合できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法

令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等（2019年12月末現在）
①資本金　370百万円
②発行する株式の総数　12,000株
③発行済株式の総数　7,400株
④直近5ヵ年における主な資本金の額の増減
該当事項はございません。

（２）委託会社の機構
①会社の意思決定機関
＜株主総会＞
株主総会は、株主により構成される会社における最高の意思決定機関として、取締役の選任、定款の変更、利益処分の承認等、会社法及び定款の定めに従って重要事項の決定を行います。

＜取締役会＞
取締役会は、取締役により構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督します。

②投資運用の意思決定プロセス
投資政策委員会
・投資政策委員会は、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。
運用本部
・運用本部は、投資政策委員会で決定したファンド毎の運用手法・戦略及びリスク許容度に基づいて、運用計画を決定します。
ファンド・マネージャー
・運用本部の各ファンド・マネージャーは、運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
トレーディング部門
・トレーディング部門は、ファンド・マネージャーからの発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。

２【事業の内容及び営業の概況】

・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業務を行っています。
・委託会社が運用する証券投資信託は2019年12月30日現在、以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	58	342,489
単位型株式投資信託	47	161,346
単位型公社債投資信託	7	14,783
合計	112	518,618

３【委託会社等の経理状況】

(1)年次財務諸表

1.　委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日　内閣府令第52号）により作成しております。
　財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。

2.　委託会社は、金融商品取引法第193条の2第１項の規定に基づき、第20期事業年度（自2018年4月1日　至2019年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(2)中間財務諸表

1.　委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日　内閣府令第52号）により作成しております。
　中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。

2.　委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自2019年4月1日　至2019年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

期別 科目	前事業年度 （平成30年3月31日現在） 金額		当事業年度 （平成31年3月31日現在） 金額	
（資産の部）				
Ⅰ流動資産				
1 現金・預金		5,418,529		1,988,187
2 直販顧客分別金信託		100		100
3 前払費用		19,567		21,079
4 未収入金		3,180		―
5 未収委託者報酬		340,071		284,450
6 未収運用受託報酬		1,131,042		511,284
7 未収投資助言報酬		4,024		1,063
8 未収還付法人税等		―		407,066
9 未収還付消費税等		―		96,067
10 その他		49,179		50,085
流動資産計		6,965,695		3,359,384
Ⅱ固定資産				
1 有形固定資産		20,159		16,543
(1)建物付属設備	*1 15,168		*1 12,128	
(2)器具備品	*1 4,990		*1 4,414	
2 無形固定資産		1,279		761
(1)電話加入権	761		761	
(2)ソフトウェア	*2 41		*2 ―	
(3)協会基金	*2 476		*2 ―	
3 投資その他の資産		82,041		103,711
(1)投資有価証券	9,932		28,912	
(2)長期差入保証金	71,921		74,129	
(3)長期前払費用	188		670	
固定資産計		103,480		121,016
資産合計		7,069,175		3,480,400

（単位：千円）

期別 科目	前事業年度 （平成30年3月31日現在） 金額		当事業年度 （平成31年3月31日現在） 金額	
（負債の部）				
Ⅰ流動負債				
1　預り金		59,025		83,298
2　未払金		1,913,859		1,115,830
3　関係会社未払金		4,860		4,860
4　未払費用		15,036		16,471
5　未払法人税等		947,211		―
6　未払消費税等		133,087		―
7　前受金		5,654		9,121
流動負債計		3,078,735		1,229,582
Ⅱ固定負債				
1　資産除去債務		24,417		24,654
2　繰延税金負債		886		16,586
固定負債計		25,304		41,241
負債合計		3,104,039		1,270,823
（純資産の部）				
Ⅰ株主資本				
1　資本金		370,000		370,000
2　利益剰余金				
(1)利益準備金	92,500		92,500	
(2)その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	3,502,704		1,748,206	
利益剰余金計		3,595,204		1,840,706
株主資本計		3,965,204		2,210,706
Ⅱ評価・換算差額等				
1　その他有価証券評価差額金		△ 68		△ 1,129
評価・換算差額等計		△ 68		△ 1,129
純資産合計		3,965,136		2,209,576
負債・純資産合計		7,069,175		3,480,400

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

期別 科目	前事業年度 （自 平成29年4月 1日 至 平成30年3月31日） 金額		当事業年度 （自 平成30年4月 1日 至 平成31年3月31日） 金額	
Ⅰ営業収益				
1 委託者報酬	5,028,840		3,051,139	
2 運用受託報酬	3,210,691		1,408,907	
3 投資助言報酬	6,728	8,246,260	9,512	4,469,560

Ⅱ営業費用						
1 支払手数料		190,487			201,275	
2 調査費						
(1)調査費		36,699			39,573	
(2)委託調査費		305,768			235,599	
3 委託計算費		14,748			14,043	
4 通信費		2,585	550,290		2,560	493,052
Ⅲ一般管理費						
1 給料						
(1)役員報酬	*2	980,600		*2	1,392,600	
(2)給料・手当		370,011			380,772	
(3)賞与・退職金等		1,817,282			1,030,954	
2 交際費		6,578			4,363	
3 旅費交通費		33,926			25,772	
4 業務事務委託費		8,566			13,570	
5 租税公課		69,223			37,123	
6 不動産賃借料		97,738			109,033	
7 固定資産減価償却費		5,448			5,611	
8 諸経費	*1	151,003	3,540,379	*1	160,134	3,159,935
営業利益			4,155,590			816,571
Ⅳ営業外収益						
1 受取利息		37			5,229	
2 為替差益		—			36,235	
3 受取配当金		1,430			—	
4 その他の営業外収益		3	1,471		32	41,497
Ⅴ営業外費用						
1 為替差損		14,960			—	
2 約定訂正損		372			—	
3 その他の営業外費用		—	15,332		545	545
経常利益			4,141,729			857,523
税引前当期純利益			4,141,729			857,523
法人税、住民税及び事業税		1,210,148			196,358	
法人税等調整額		△ 223	1,209,924		15,657	212,016
当期純利益			2,931,804			645,507

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　平成29年4月1日　至　平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
			繰越利益剰余金				
当期首残高	370,000	92,500	1,870,902	1,963,402	2,333,402	—	2,333,402
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	△ 1,300,002	△ 1,300,002	△ 1,300,002	—	△ 1,300,002

当期純利益	―	―	2,931,804	2,931,804	2,931,804	―	2,931,804
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	―	―	―	―	―	△ 68	△ 68
当期変動額合計	―	―	1,631,802	1,631,802	1,631,802	△ 68	1,631,734
当期末残高	370,000	92,500	3,502,704	3,595,204	3,965,204	△ 68	3,965,136

当事業年度（自　平成30年4月1日　至　平成31年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
			繰越利益剰余金				
当期首残高	370,000	92,500	3,502,704	3,595,204	3,965,204	△ 68	3,965,136
当期変動額							
剰余金の配当	―	―	△ 2,400,005	△ 2,400,005	△2,400,005	―	△ 2,400,005
当期純利益	―	―	645,507	645,507	645,507	―	645,507
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	―	―	―	―	―	△ 1,061	△ 1,061
当期変動額合計	―	―	△ 1,754,497	△ 1,754,497	△1,754,497	△ 1,061	△ 1,755,559
当期末残高	370,000	92,500	1,748,206	1,840,706	2,210,706	△ 1,129	2,209,576

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備　10年～18年

器具備品　　3年～15年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当事業年度の計上額はありません。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

[未適用の会計基準等]

「収益認識に関する会計基準」等

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　平成30年3月30日　企業会計基準委員会）
・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　平成30年3月30日　企業会計基準委員会）

（1）概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の１つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

（2）適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

[表示方法の変更]

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しました。

なお、この変更により前事業年度の財務諸表に与える影響はありません。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解（注8）（2）に記載された内容を追加しております。

[注記事項]

（貸借対照表関係）

＊1有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 （平成30年3月31日）	当事業年度 （平成31年3月31日）
建物付属設備	41,723千円	44,763千円
器具備品	19,471千円	21,446千円
計	61,195千円	66,210千円

＊2無形固定資産の償却累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 （平成30年3月31日）	当事業年度 （平成31年3月31日）
ソフトウェア	83千円	125千円

協会基金	2,830千円	3,307千円
計	2,914千円	3,432千円

（損益計算書関係）

＊1関係会社との取引に係るものは、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成29年4月1日 至　平成30年3月31日）	当事業年度 （自　平成30年4月1日 至　平成31年3月31日）
諸経費	18,000千円	18,000千円

＊2役員報酬の限度額は以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成29年4月1日 至　平成30年3月31日）	当事業年度 （自　平成30年4月1日 至　平成31年3月31日）
取締役	1,500,000千円	1,500,000千円
監査役	5,000千円	5,000千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成29年4月1日　至　平成30年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項　（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	－	－	7,400
合計	7,400	－	－	7,400

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成29年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,300,002	175,676	平成29年3月31日	平成29年6月30日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成30年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,400,005	324,325	平成30年3月31日	平成30年6月30日

当事業年度（自　平成30年4月1日　至　平成31年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項　（単位：株）

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	7,400	－	－	7,400
合計	7,400	－	－	7,400

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成30年6月27日 定時株主総会	普通株式	2,400,005	324,325	平成30年3月31日	平成30年6月30日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

以下の決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和元年6月27日定時株主総会	普通株式	1,000,006	135,136	平成31年3月31日	令和元年6月30日

（リース取引関係）

1. オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係わる未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度（平成30年3月31日）	当事業年度（平成31年3月31日）
1年以内	63,443	63,443
1年超	222,052	158,609
合計	285,496	222,052

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少と判断しております。

投資有価証券は、当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期差入保証金については、オフィスおよび社宅の敷金であります。

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬と、営業債務である未払金及び関係会社未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。なお、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少と判断しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク

営業債権は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収に係る信用リスクは僅少であります。当社は、営業債権の算出の基となる各ファンドの純資産について信託銀行と定期的に残高照合し、ファンドごとに期日及び残高を管理しております。

② 流動性リスク

上記のとおり、営業債務の支払のタイミングは、営業債権とほぼ連動しており、営業債権及び営業債務の流動性リスクは僅少であります。

③ 市場リスク

当社は、外貨建ての預金及び営業債権について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、定期的に時価や発行体（投資先企業）の財務状況等を把握し、保有状況の継続的な見直しを行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成30年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	5,418,529	5,418,529	―
(2) 未収委託者報酬	340,071	340,071	―
(3) 未収運用受託報酬	1,131,042	1,131,042	―
(4) 未収投資助言報酬	4,024	4,024	―
(7) 長期差入保証金	71,921	71,921	―
(8) 投資有価証券 その他有価証券	9,932	9,932	―
資産計	6,975,521	6,975,521	―
(1) 未払金	1,913,859	1,913,859	―
(2) 関係会社未払金	4,860	4,860	―
(3) 未払法人税等	947,211	947,211	―
(4) 未払消費税等	133,087	133,087	―
負債計	2,999,018	2,999,018	―

当事業年度（平成31年3月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,988,187	1,988,187	―
(2) 未収委託者報酬	284,450	284,450	―
(3) 未収運用受託報酬	511,284	511,284	―
(4) 未収投資助言報酬	1,063	1,063	―
(5) 未収還付法人税等	407,066	407,066	―
(6) 未収還付消費税等	96,067	96,067	―
(7) 長期差入保証金	74,129	74,129	―
(8) 投資有価証券 その他有価証券	28,912	28,912	―
資産計	3,391,160	3,391,160	―
(1) 未払金	1,115,830	1,115,830	―
(2) 関係会社未払金	4,860	4,860	―
負債計	1,120,690	1,120,690	―

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（資産）

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収運用受託報酬、（4）未収投資助言報酬、（5）未収還付法人税等、（6）未収還付消費税等

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（7）長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、賃貸借契約の内容及び敷金の性質から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。

（8）投資有価証券

投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価格によっております。

（負債）

（1）未払金、（2）関係会社未払金、（3）未払法人税等、（4）未払消費税等

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金融債権等の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成30年3月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金・預金	5,418,529	―	―	―
(2) 未収委託者報酬	340,071	―	―	―
(3) 未収運用受託報酬	1,131,042	―	―	―
(4) 未収投資助言報酬	4,024	―	―	―
(7) 長期差入保証金	―	71,921	―	―
合計	6,893,667	71,921	―	―

当事業年度（平成31年3月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金・預金	1,988,187	―	―	―
(2) 未収委託者報酬	284,450	―	―	―
(3) 未収運用受託報酬	511,284	―	―	―
(4) 未収投資助言報酬	1,063	―	―	―
(5) 未収還付法人税等	407,066	―	―	―
(6) 未収還付消費税等	96,067	―	―	―
(7) 長期差入保証金	―	74,129	―	―
(8) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	―	―	20,136	―
合計	3,288,119	74,129	20,136	―

（注3）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（平成30年3月31日）　（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	9,932	10,000	△68
合計	9,932	10,000	△68

当事業年度（平成31年3月31日）　（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託受益証券	20,136	20,000	136
小計	20,136	20,000	136
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託受益証券	8,776	10,000	△1,224
小計	8,776	10,000	△1,224

合計	28,912	30,000	△1,088

（デリバティブ取引関係）
該当事項はありません。

（退職給付関係）
該当事項はありません。

（持分法損益等）
該当事項はありません。

（税効果会計関係）
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （平成30年3月31日）	当事業年度 （平成31年3月31日）
繰延税金資産		
未払費用否認	10,610千円	8,413千円
未払事業税	49,579千円	―
その他有価証券評価差額金	20千円	374千円
資産除去債務	7,476千円	7,549千円
繰延税金資産小計	67,687千円	16,337千円
評価性引当額（注）	△67,687千円	△16,337千円
繰延税金資産合計	―	―
繰延税金負債		
還付事業税	―	△15,879千円
その他有価証券評価差額金	―	△41千円
固定資産（除去費用）	△886千円	△665千円
繰延税金負債合計	△886千円	△16,586千円
繰延税金負債の純額	△886千円	△16,586千円

（注）評価性引当額が51,349千円減少しております。この減少の主な内容は、未払事業税に関する評価性引当額の認識が生じなかったことに伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （平成30年3月31日）	当事業年度 （平成31年3月31日）
法定実効税率	30.9%	30.6%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	0.1%
評価性引当額の増減	0.7%	△6.0%
特別税額控除	△2.4%	―
その他	△0.1%	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.1%	24.6%

（資産除去債務関係）
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
（1）当該資産除去債務の概要
オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

（2）当該資産除去債務の金額の算定方法
使用見込期間を取得から15年半と見積り、割引率は0.56%から1.145%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

	前事業年度 （自　平成29年4月1日 至　平成30年3月31日）	当事業年度 （自　平成30年4月1日 至　平成31年3月31日）
期首残高	24,182千円	24,417千円
時の経過による調整額	235千円	237千円
期末残高	24,417千円	24,654千円

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1　製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自　平成29年4月1日　至　平成30年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	合計
外部顧客への営業収益	5,028,840	3,210,691	6,728	8,246,260

当事業年度（自　平成30年4月1日　至　平成31年3月31日）

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	投資助言	合計
外部顧客への営業収益	3,051,139	1,408,907	9,512	4,469,560

2　地域ごとの情報

(1) 営業収益

前事業年度（自　平成29年4月1日　至　平成30年3月31日）

（単位：千円）

日本	香港	英国バージン諸島	その他	合計
5,044,036	2,357,843	719,859	124,520	8,246,260

当事業年度（自　平成30年4月1日　至　平成31年3月31日）

（単位：千円）

日本	香港	英国バージン諸島	その他	合計
3,068,617	1,191,692	140,081	69,168	4,469,560

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3　主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自　平成29年4月1日　至　平成30年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名

シンプレクス・アセット・マネジメント（香港）カンパニー・リミテッド	2,357,843	投資運用・顧問業

当事業年度（自　平成30年4月1日　至　平成31年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント（香港）カンパニー・リミテッド	1,191,692	投資運用・顧問業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社等

前事業年度（自　平成29年4月1日　至　平成30年3月31日）

種 類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	㈱シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社支配・管理	（被所有）直接・100%	持株会社形式の子会社支配、役員の兼任	子会社の経営指導・管理料	18,000	関係会社未払金	4,860

当事業年度（自　平成30年4月1日　至　平成31年3月31日）

種 類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	㈱シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス	東京都千代田区	370,000	子会社支配・管理	（被所有）直接・100%	持株会社形式の子会社支配、役員の兼任	子会社の経営指導・管理料	18,000	関係会社未払金	4,860

（注）取引条件および取引条件の決定方針等

1．取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。

2．取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社の子会社等

該当事項はありません。

(4) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自　平成29年4月1日　至　平成30年3月31日）

種 類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	英国領バージン諸島	50万米ドル	投資運用業	―	投資一任契約 役員の兼任	運用受託報酬(注)	719,859	未収運用受託報酬	107,113
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・（香港）・カンパニー・リミテッド	香港	50万香港ドル	投資信託 事務委託業	―	投資一任契約 投資助言契約 事務協力関係 役員の兼任	運用受託報酬（注） 投資助言報酬（注） 委託調査費 事務委託費	2,351,114 6,728 40,916 15,053	未収運用受託報酬 未収投資助言報酬 未払金	991,823 4,024 16,911

当事業年度（自　平成30年4月1日　至　平成31年3月31日）

種 類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド	英国領バージン諸島	50万米ドル	投資運用業	―	投資一任契約 役員の兼任	運用受託報酬(注)	74,248	未収運用受託報酬	2,253
同一の親会社を持つ会社	シンプレクス・アセット・マネジメント・（香港）・カンパニー・リミテッド	香港	50万香港ドル	投資信託 事務委託業	―	投資一任契約 投資助言契約 事務協力関係 役員の兼任	運用受託報酬（注） 投資助言報酬（注） 委託調査費 事務委託費	1,182,179 9,512 38,930 14,406	未収運用受託報酬 未収投資助言報酬 未払金	488,409 1,063 11,395

（注）取引条件および取引条件の決定方針等

1．取引金額は、一般の取引条件と同様に決定しております。
シンプレクス・グローバル・インベストメンツ・リミテッド及びシンプレクス・アセット・マネジメント・（香港）・カンパニー・リミテッドとの投資顧問契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額の受取り及び支払いを行っております。

2．取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

株式会社シンプレクス・ファイナンシャル・ホールディングス（東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 （自　平成29年4月1日 至　平成30年3月31日）	当事業年度 （自　平成30年4月1日 至　平成31年3月31日）
1株当たり純資産額　535,829円22銭 1株当たり当期純利益金額　396,189円80銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	1株当たり純資産額　298,591円46銭 1株当たり当期純利益金額　87,230円71銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （自　平成29年4月1日 至　平成30年3月31日）	当事業年度 （自　平成30年4月1日 至　平成31年3月31日）
当期純利益	2,931,804千円	645,507千円
普通株主に帰属しない金額	―	―
普通株式に係る当期純利益	2,931,804千円	645,507千円
期中平均株式数	7,400株	7,400株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

（単位：千円）

期 別　科目	当中間会計期間末 (2019年9月30日現在) 金　額	
（資産の部）		
Ⅰ流動資産		
1 現金・預金		1,176,005
2 直販顧客分別金信託		100
3 前払費用		28,771
4 未収委託者報酬		287,286
5 未収運用受託報酬		254,796
6 その他		82,434
流動資産計		1,829,395
Ⅱ固定資産		
1 有形固定資産		17,070
(1)建物付属設備	*1　10,657	
(2)器具備品	*1　6,413	
2 無形固定資産		761
(1)電話加入権	761	
3 投資その他の資産		102,842
(1)投資有価証券	28,528	
(2)長期差入保証金	74,065	
(3)長期前払費用	248	
固定資産計		120,674

資産合計		1,950,069

（単位：千円）

科目 ＼ 期別	当中間会計期間末（2019年9月30日現在） 金額	
（負債の部）		
Ⅰ流動負債		
1 預り金		83,525
2 未払金		53,545
3 関係会社未払金		4,860
4 未払費用		20,800
5 未払法人税等		191,079
6 未払消費税等		11,251
7 前受金		9,130
流動負債計		374,193
Ⅱ固定負債		
1 資産除去債務		24,774
2 繰延税金負債		554
固定負債計		25,329
負債合計		399,522
（純資産の部）		
Ⅰ株主資本		
1 資本金		370,000
2 利益剰余金		
(1)利益準備金	92,500	
(2)その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,089,518	
利益剰余金計		1,182,018
株主資本計		1,552,018
Ⅱ評価・換算差額等		
1 その他有価証券評価差額金		△ 1,472
評価・換算差額等計		△ 1,472
純資産合計		1,550,546
負債・純資産合計		1,950,069

(2)中間損益計算書

（単位：千円）

科目 ＼ 期別	当中間会計期間（自 2019年4月 1日 至 2019年9月30日） 金額
Ⅰ営業収益	
委託者報酬	1,206,969
運用受託報酬	507,843

営業収益計		1,714,812
Ⅱ営業費用		175,377
Ⅲ一般管理費	*1	1,043,066
営業利益		496,368
Ⅳ営業外収益		
受取利息		23
受取配当金		160
還付加算金		4,645
営業外収益計		4,828
Ⅴ営業外費用		
為替差損		1,398
営業外費用計		1,398
経常利益		499,798
税引前中間純利益		499,798
法人税、住民税及び事業税		174,470
法人税等調整額		△ 15,990
中間純利益		341,318

(3)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自　2019年4月1日　至　2019年9月30日）　（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
			繰越利益剰余金				
当期首残高	370,000	92,500	1,748,206	1,840,706	2,210,706	△ 1,129	2,209,576
当中間期変動額							
剰余金の配当	－	－	△ 1,000,006	△ 1,000,006	△ 1,000,006	－	△ 1,000,006
中間純利益	－	－	341,318	341,318	341,318	－	341,318
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	－	－	－	－	－	△ 342	△ 342
当中間期変動額合計	－	－	△ 658,687	△ 658,687	△ 658,687	△ 342	△ 659,030
当中間期末残高	370,000	92,500	1,089,518	1,182,018	1,552,018	△ 1,472	1,550,546

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

期　別 項　目	第 21 期 中 間 会 計 期 間 （自　2019年4月　1日 至　2019年9月 30日）
1.有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

2.固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 主として定率法によっております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物付属設備　10年～18年 器具備品　　3年～15年
3.その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第 21 期 中 間 会 計 期 間 末 2019年9月30日現在
※1　有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備　46,235千円 器具備品　22,487千円

（中間損益計算書関係）

第 21 期 中 間 会 計 期 間 （自　2019年4月　1日 至　2019年9月 30日）
※1　減価償却実施額 有形固定資産　2,870千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第21期中間会計期間（自　2019年4月1日　至　2019年9月30日）
発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数
普通株式	7,400	―	―	7,400
合計	7,400	―	―	7,400

配当に関する事項
（1）　配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日

2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,000,006	135,136	2019年3月31日	2019年6月30日

（リース取引関係）

第 21 期 中 間 会 計 期 間 （自　2019年4月　1日 至　2019年9月 30日）
1.オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係わる未経過リース料 一年以内　63,443千円 一年超　126,887千円 合計　190,330千円

（金融商品関係）

第21期中間会計期間（自　2019年4月1日　至　2019年9月30日）

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,176,005	1,176,005	―
(2)未収委託者報酬	287,286	287,286	―
(3)未収運用受託報酬	254,796	254,796	―
(4)長期差入保証金	74,065	74,065	―
(5)投資有価証券 その他有価証券	28,528	28,528	―
資産計	1,820,681	1,820,681	―
(1)未払金	53,545	53,545	―
(2)未払費用	20,800	20,800	―
(3)未払法人税等	191,079	191,079	―
負債計	265,425	265,425	―

注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項
（資産）
(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬
これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期差入保証金
長期差入保証金の時価については、賃貸借契約の内容及び敷金の性質から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券
投資有価証券は当社設定の投資信託であります。これらの時価は公表されている基準価格によっております。

（負債）

(1)未払金、(2)未払費用、(3)未払法人税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

１．　その他有価証券

当中間会計年度（2019年９月30日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託受益証券	28,528	30,000	△1,472
合計	28,528	30,000	△1,472

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第21期中間会計期間末（2019年9月30日現在）

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	24,654千円
時の経過による調整額	120千円
当中間会計期間の期末残高	24,774千円

（セグメント情報等）

第21期中間会計期間（自　2019年4月1日　至　2019年9月30日）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用・顧問業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

１　製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託	投資一任	合計
外部顧客への営業収益	1,206,969	507,843	1,714,812

２　地域ごとの情報

(1)営業収益

（単位：千円）

日本	香港	英国バージン諸島	その他	合計
1,216,826	452,401	43,022	2,561	1,714,812

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

３　主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
シンプレクス・アセット・マネジメント・（香港）・カンパニー・リミテッド	452,401	投資運用・顧問業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（一株当たり情報）

第 21 期 中 間 会 計 期 間 （自　2019年4月　1日 至　2019年9月 30日）
1株当たり純資産額　209,533円33銭 1株当たり中間純利益金額　46,124円13銭 （注）1.潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記述しておりません。 2.1株当たり中間純利益金額の算定の基礎は以下のとおりであります。 中間純利益　341,318千円 普通株主に帰属しない金額　― 普通株式に係る中間純利益　341,318千円 期中平均株式数　7,400 株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（1）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（2）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（3）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

（4）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

（5）上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（2）訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

名　　称	資本金の額 （2019年9月末現在）	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名称　　：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金の額　：10,000百万円（2019年9月末現在）
事業の内容　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（２）販売会社

名　　称	資本金の額 （2019年9月末現在）	事業の内容
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	5,500百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	10,000百万円	
シティグループ証券株式会社	96,307百万円 (2019年3月末現在)	
野村證券株式会社	10,000百万円	
メリルリンチ日本証券株式会社	83,140百万円 (2019年3月末現在)	

２【関係業務の概要】

（１）受託会社
ファンドの信託財産に属する有価証券などの管理・計算事務・収益分配金および償還金の支払いなどを行います。

（２）販売会社
日本におけるファンドの募集の取扱い、解約および買取りに関する業務などを行います。

３【資本関係】

（１）受託会社
該当事項はありません。

（２）販売会社
該当事項はありません。

第３【その他】

（１）目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。

（２）目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
① 委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
② ファンドの基本的性格など
③ 委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
④ 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
⑤ 目論見書の使用開始日

（３）目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
① 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
② 投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
③ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
④ 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
⑤ 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
⑥ 請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
⑦ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
⑧ 「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
⑨ 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
⑩ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。

⑪　有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。

⑫　委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。

（４）交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

①　ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。

②　投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

（５）有価証券届出書本文「第一部　証券情報」、「第二部　ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

（６）目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部　ファンド情報」中「第１　ファンドの状況」「２　投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。

（７）投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。

（８）目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

令和元年6月20日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任　あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　三　上　和　彦　　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2019年12月25日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　鶴　田　　光　夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている中国Ｈ株ベア上場投信の2018年12月５日から2019年12月４日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中国Ｈ株ベア上場投信の2019年12月４日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2019年12月26日

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任　あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　三　上　和　彦　　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第21期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)1.上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。